

居宅介護支援重要事項説明書

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所



きょたくかいごしえんじゅうようじょこうせつめいしょ
居宅介護支援重要事項説明書

かめおか きょたくかいごしえんじぎょうしょ
亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

1. きょたく けいかく もと りよう かく
居宅サービス計画に基づいてご利用いただいている各サービスについての

そうだん きぼう くじょう まどぐち もうしで かく じぎょうしょ
相談、ご希望、苦情などは、下の窓口までお申し出ください。各サービス事業所

など こまかくれんらく さつきゅう てきせつ たいおう
等ときめ細かく連絡をとりあい、早急に適切な対応します。

かめおか きょたくかいごしえんじぎょうしょ
亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ
○ 苦情受付窓口（担当者）

きょたくかいごしえんじぎょうしゃ かんりしゃ にしむら あつし
〔居宅介護支援事業者 管理者〕 西村 篤

じょうき たんとうしゃふざい ばあい でんわたいおう しょくいん うけたまわり
*上記の担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。

でん わ
○ 電話 0771-25-3840

えいぎょうじかん ごぜん ごご
営業時間 午前8：30～午後5：15まで

えいぎょうび げつ どようび しゅくじつふくむ
営業日 月～土曜日（祝日含む）

ねんまつねんし やすみ
年末年始（12／30～1／3）休み

※上記以外の期間も電話にて24時間対応いたします



とうじぎょうしよいがい か き くじょうそうだんまどぐち そうだん
・当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にもご相談いただけます。

かめおかし しやくしよ こうれいふくしか
・ 亀岡市 市役所 高齢福祉課

でんわ
電話 0771-25-5182

きょうとふしゃかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいかいじんかい
・ 京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会

でんわ
電話 075-252-2152

だいさんしゃいいん
・ 第三者委員

じぎょうしよ ちよくせついい くじょう まどぐち
(事業所に直接言いにくい苦情の窓口)

だいさんしゃいいん
○ 第三者委員

なかがわ ゆきお でんわばんごう
中川 征男 電話番号：24-1505

くりやま まさのり でんわばんごう
栗山 正則 電話番号：25-4482

2. 亀岡あゆみ居宅介護支援事業所の概要

居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

名称	亀岡あゆみ居宅介護支援事業所
所在地	〒621-0826 亀岡市 篠町 篠下中筋45番地の3
代表者名	理事長 井内 邦典
介護保険指定番号	2671600118
電話番号	(0771) 25-3840
サービスを提供する地域	亀岡市全域

居宅介護支援事業者の職員体制

職員体制	管理者・介護支援専門員 (介護福祉士)	常勤	1名
	介護支援専門員 (介護福祉士)	常勤	3名
			名

3. 運営の方針

- ご利用者が介護が必要な状態になられても、できる限り住み慣れたお宅で自立した生活ができるようお手伝いします。
- ご利用者の要介護認定のための申請を、ご利用者のご希望をうかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、必要であれば申請をお手伝いします。
- ご利用者の心や体のご様子や、今の生活環境などに応じて、ご利用者が

えら 選ばれるとおりに、ご利用者にあつた保健医療サービスや福祉サービスが
りようしゃ ほうけんいりよう ふくし
多くの事業者から総合的に効果的に提供されるように気をつけます。
おお じぎょうしゃ そうごうてき こうかてき ていきよう き

(4) 亀岡市から介護認定調査を頼まれた場合、公正中立の立場で正しく調査
かめおかし かいごにんていちょうさ たの ばあい こうせいちゅうりつ たちば ちょうさ
を行います。またこのための研修にも積極的に参加します。
おこな けんしゅう せつきよくてき さんか

(5) ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立つてご利用者
りようしゃ いし じんかく そんちょう りようしゃ たちば た りようしゃ
に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう気
ていきよう しゅるい りよう じぎょうしゃ かたよ き
をつけます。

4. 居宅介護支援の実施概要 きょたくかいごしえん じっしがいよう

ようかいごにんていしんせい だいこう ようかいごにんてい う ため しんせい りようしゃ か
*要介護認定申請の代行：要介護認定を受ける為の申請をご利用者に代わつて
おこな
行います。

ほうもんちょうさ ようかいごにんてい う ため ほうもんちょうさ おこな
*訪問調査：要介護認定を受ける為の訪問調査を行います。

きょたく けいかくさくせい しえん かいごほけん りよう
*居宅サービス計画作成の支援：介護保険サービスをご利用いただくための
けいかく りようしゃ かぞく いっしょ けいかく あたら とき
計画をご利用者やご家族と一緒につくりまします。計画を新しくつくつた時や
へんこう
変更したとき、また、ご利用者の要介護認定が更新や変更されたときは、つ
くつた計画を書面にして居宅サービス計画書としてお渡しします。
けいかく しょめん きょたく けいかくしょ わた

たんとうしゃかいぎ けいかく あたら とき へんこう りようしゃ よう
*担当者会議：計画を新しくつくつた時や変更したとき、また、ご利用者の要
かいごにんてい こうしん へんこう りようしゃ ころ からだ じょうたい くぶんへんこう
介護認定が更新や変更されたとき、ご利用者の心や体の状態が区分変更
をしなければならないほど変られたときは、サービス担当者をおつめ、専門的
な意見を聞いてこれから援助していく上での注意や目標を話し合います。
いけん えんじょ うえ ちゅうい もくひょう はな

けいかんさつ さいひょうか まいつきかなら りようしゃ たく ほうもん りよう
*経過観察・再評価：毎月必ずご利用者のお宅を訪問してサービスを利用さ
りようしゃ
れている状況や、サービスが使われてからのご様子の変化をお伺いし、
まいつきろく ひつよう みなお おこな
毎月記録します。必要があればサービスの見直しを行います。



***給付管理**：事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるように管理をします。

***施設入所への支援**：ご希望があれば介護保険施設のご紹介をします。(但し、介護保険制度では、施設入所のための手続きはご本人かご家族でないとできません。)

***相談苦情の対応**：毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用されている介護保険サービスに対する苦情をお伺いし解決のお手伝いをします。

5. 居宅介護支援事業の提供方法

* **ご利用者の相談を受ける場所**：相談者宅、当センター及び電話

* **使用する課題分析の種類**：居宅サービス計画ガイドライン方式

* **サービス担当者会議の開催場所**：当センター、主治医の医療機関、サービス提供事業所及び相談者宅

* **介護支援専門員の居宅訪問頻度**：随時（月一回以上）

6. 料金

居宅介護支援利用料は、下のとおりです（地域区分 10.42）

①要介護1・2：1,042単位（10,857円）

②要介護3・4・5：1,353単位（14,098円）

③初回加算：300単位（3,126円）

④特定事業所加算（Ⅲ）：300単位（3,126円）

⑤入院時情報連携加算（Ⅰ）：200単位（2,084円）

（Ⅱ）：100単位（1,042円）

⑥退院・退所加算 : 300単位 (3,126円)

⑦小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

: 300単位 (3,126円)

⑧緊急時等居宅カンファレンス加算

: 200単位 (2,084円)

⑨看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

: 300単位 (3,126円)

③新規に居宅サービスを作成する場合及び要支援者が要介護認定を受けた場合または要介護状態区分が2区分以上に変更された場合に加算

④専門性が高く質の高いサービスを提供する為に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び2名の介護支援専門員を配置しています

⑤病院及び診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して利用者に対する必要な情報を提供した場合

(I) 病院または診療所に訪問し必要な情報を提供した場合

(II) 病院または診療所に訪問する以外の方法で必要な情報を提供した場合

⑥入院期間に病院等の職員と連携を行なった場合の3回を限度として所定単位数を加算

⑦小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所連携加算に提供した場合に加算

⑧一月に2回を限度として病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を



ほうもん おこな ひつよう おう きょたく どう りようちようせつ おこ
訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調節を行
なつた場合

⑨看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、当該利用者に係る必要
な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し居宅サービス計画に
協力した場合に加算

但し、①、②については亀岡あゆみ居宅介護支援事業所が1ヶ月間につくる介護
サービス計画の数が、在籍する介護支援専門員1人あたり40件以上60件
未満になった場合→40件以上60件未満の部分のみ適用

①要介護1・2 : 521単位 (5,428円)

②要介護3・4・5 : 677単位 (7,054円)

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所が1ヶ月間につくる介護サービス計画の数が、
在籍する介護支援専門員1人が60件以上になった場合→40件以上の部分

①要介護1・2 : 313単位 (3,261円)

②要介護3・4・5 : 406単位 (4,230円) となります。

ただし、介護保険の給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約
後、居宅サービス計画を作る途中でご利用者の御都合により解約した場合の解約
料はいただきません。



7. 秘密保持

サービス提供をする上で、知ったご利用者やそのご家族に関する秘密を第三者にも漏らしません。また、サービス担当者会議において情報を使う場合も、予め同意を得ない限り、ご利用者、ご利用者の家族の情報を用いません。

* 職員は全員が法人との間で退職後も仕事を通じて知った秘密を守る誓約書を交わしています。

8. 事故等の対応について

事故や苦情にたいしては、事故がおきないように日ごろから注意するだけでなく、もし事故がおきてしまったときを考えると「事故対応マニュアルを」つくり、適切な対応ができるよう心がけています。

* 訪問時に、転倒、急変などがあった場合

状態観察→安楽な体位保持→通報連絡（介護者、管理者、主治医、救急）

* 介護サービス計画作成時の場合

ケアプラン作成上において、利用者に損失を与えた際には福祉事業

総合補償制度（保険）による、補償をさせていただきます。

例・・・ケアマネージャーの説明不足で、ご本人、介護者に十分な理解、了解がないことによって限度額をオーバーし、自己負担が発生してしまった場合等

かいごしえんせんもんいん
介護支援専門員

氏名

担当の介護支援専門員の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。

後任者については、責任を持って引き継がさせていただきます。

*当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、

重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者名称 亀岡あゆみ居宅介護支援事業所 印

事業所住所 亀岡市篠町篠下中筋45番地の3

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要

事項の説明を受け了承し、交付を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

個人情報^{こじんじょうほう}の使用^{しよう}にかかわる同意書^{どういしょ}

以下^{い か さだ}に定める条件^{じょうけん}のとおり、私^{わたし}（利用者^{りようしゃ}）および代理人^{だいにん}は社会福祉法人^{しゃかいふくしほうじん} 倣^{ほう} 襄^{じょう} 会^{かい}、
が私^{わたし}と代理人^{だいにん}、家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}を下^{した}に記^{しる}す利用目的^{りようもくてき}での必要最低限^{ひつようさいていげん}での使用^{しよう}、
提供^{ていきょう}、または収 集^{しゅうしゅう}することに同意^{どうい}します。

1. 利用期間^{りようきかん}

介護サービス^{かいご}に必要な期間^{ひつよう きかん}および契約期間^{けいやくきかん}に準^{じゆん}じます。

2. 利用目的^{りようもくてき}

- (1) 要介護認定^{ようかいごにんてい}（要支援認定^{ようしえんにんてい}）の申請^{しんせい}および更新^{こうしん}、区分変更申請^{くぶんへんこうしんせい}のため。
- (2) 利用者^{りようしゃ}にかかわるケアプラン作成^{さくせい}とサービス提供^{ていきょう}の為のサービス担当者会議^{たんとうしゃかいぎ}の情報^{じょうほう}収 集^{しゅうしゅう}のため。
- (3) 医療機関^{いりょうきかん}、福祉事業者^{ふくしじぎょうしゃ}、介護支援専門員^{かいごしえんせんもんいん}、介護サービス事業者^{かいごサービスじぎょうしゃ}、自治体^{じちたい}（保険者^{ほけんしゃ}）その他社会福祉団体等^{たしゃかいふくしだんたいなど}との連絡調整^{れんらくちようせい}のため。
- (4) 利用者^{りようしゃ}が医療サービス^{いりょう}の利用^{りよう}を希望^{きぼう}している場合^{ばあい}および主治医等^{しゅじいなど}の意見^{いけん}を求め^{もと}る必要がある場合^{ひつよう ばあい}。
- (5) 利用者^{りようしゃ}の利用^{りよう}するサービス事業所内^{じぎょうしょない}でのカンファレンス^{ため}の為。
- (6) 行政^{ぎょうせい}の開催^{かいさい}する評価会議^{ひょうかかいぎ}、サービス担当者会議^{たんとうしゃかいぎ}。
- (7) その他サービス提供^{ていきょう}のために必要な場合^{ひつよう ばあい}。
- (8) 上の各号^{うえ かくごう}にかかわらない、緊急連絡^{きんきゅうれんらく}が必要な場合^{ひつよう ばあい}。
- (9) 利用者^{りようしゃ}が要介護認定^{ようかいごにんてい}の更新^{こうしん}にあたって要支援^{ようしえん}1または2と判定^{はんてい}された場合^{ばあい}の該当地域^{がいとうちいき}包括支援^{きぼう}センターへの報告^{ほうこく}。

3. 使用条件

- (1) 個人情報^{こじんじょうほう}の提供^{ていきょう}は必要最低限^{ひつようさいていげん}とし、サービス提供^{ていきょう}にかかわる目的^{もくてき}以外^{がい}には使用^{しよう}しない。また利用者^{りようしゃ}とサービス利用^{りよう}にかかわる契約^{けいやく}の締結^{ていけつ}前^{まえ}より契約^{けいやく}終了^{しゅうりょう}後^ごにおいても第三者^{だいさんしゃ}に漏^もらさない。
- (2) 個人情報^{こじんじょうほう}を用いた会議^{もち}の内容^{かいぎ}や出席者^{ないよう}について経過^{しゅつせき}を記録^しし請求^{けいか}があれば開示^{きらく}する。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

続柄